

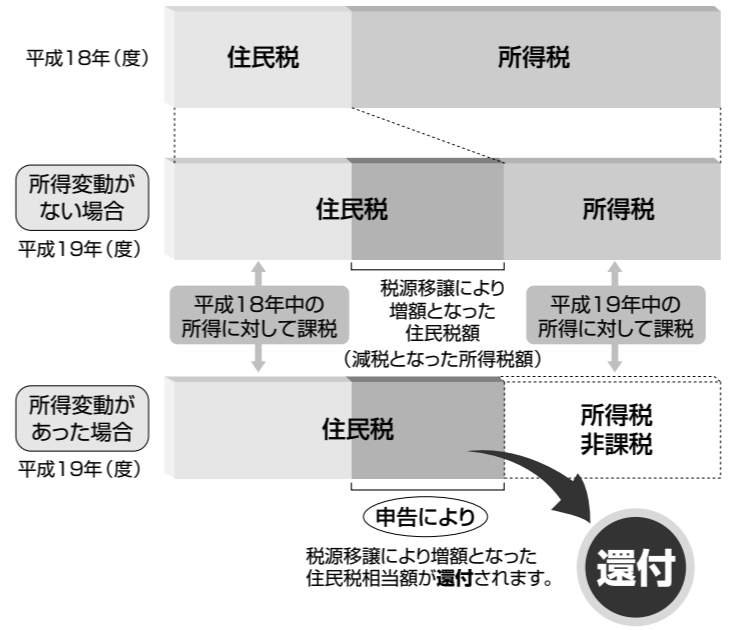
# 平成二十年度

## 住民税(市・県民税)の改正

税務課 ☎8857

### ① 税源移譲時の年度間の所得変動に伴う個人住民税の還付

税源移譲による所得税率の変更のため、多くの人は住民税が増え、所得税が減っています。しかし、平成十九年分の所得



が大きく減少し、所得税が掛かなくなりました。人の控除以外の所得控除額が増加や住宅ローン控除などによって所得税が掛かなくなりました。人は、所得税率の変更による税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の変更による税負担の増加の影響

平成19年度個人住民税の課税所得金額(申告分離課税分を除く) > 所得税と個人住民税との人的控除額の差の合計額

平成20年度個人住民税の課税所得金額(申告分離課税分を含む) ≤ 所得税と個人住民税との人的控除額の差の合計額

人的控除: 配偶者控除、扶養控除、基礎控除など

お住まいの市町村へ、確定申告をする人は、確定申告書とともに税務署へ、「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出する必要があります。

### ③ 高齢者非課税措置廃止に伴う経過措置の終了

昭和十五年一月二日以前に生まれた人に適用されていた非課税措置が、少子高齢化が急速に進行する中で、年齢にかかわらず税負担を分かち合う観点から、平成十八年度課税分以降廃止されました。

しかし、急激な税負担を軽減する経過措置として、平成十八年度には税額の三分の二、平成十九年度には税額の三分の一が軽減されていましたが、平成二十年度にはこの経過措置がなくなります。

### ④ 住民税の地震保険料控除の創設

近年多発している地震災害を受け、地震災害に対する国民の自助努力による個人資産の保全を促進し、地域災害時における将来的な国民負担の軽減を図る

目的で、損害保険料控除が改組され、地震保険料控除が創設されました。

これにより、従来の短期損害保険料控除は廃止されました。

◆対象: 住宅や家財などの生活用資産の損害保険料や身体の傷害に関する損害保険料

控除内容	控除限度額
長期損害保険(保険期間が10年以上で、かつ、満期返戻金のある契約のもの)	10,000円
短期損害保険(長期損害保険契約に該当する契約以外のもの)	2,000円
長期損害保険と短期損害保険がある場合 長期損害保険料控除額と短期損害保険料控除額の合計	10,000円

◆対象: 住宅や家財などの生活用資産の地震保険料

控除内容	控除限度額
地震保険料に関する保険料の1/2	25,000円
【経過措置】平成18年12月31日までに締結した長期損害保険契約については従前の損害保険料控除が適用されます。	10,000円
地震保険料と長期損害保険がある場合 地震保険料控除額と長期損害保険料控除額の合計	25,000円

●損害保険料控除  
平成19年度課税分まで

●地震保険料控除  
平成20年度課税分から

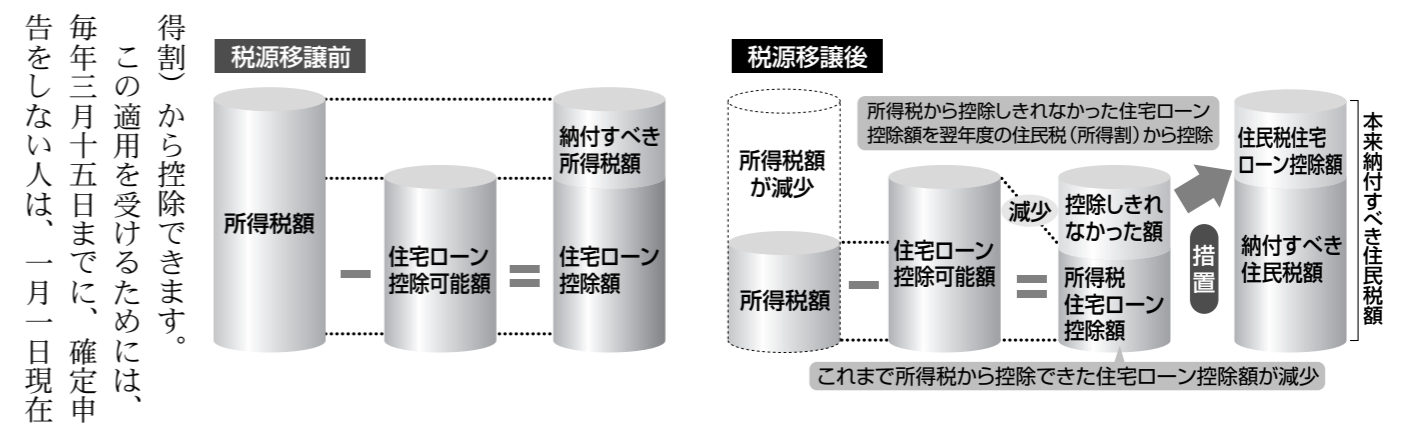
I. 住民税(市・県民税)とは?	
県に納める県民税と市に納める市民税を合わせて住民税と呼ばれています。	住民税は、税金を負担する能力のある人が一律の額を負担する均等割(4,000円)と、所得に応じて負担する所得割から構成されています。平成20年度の住民税については、平成19年1月1日から12月31日までの期間の所得について課税されます。
II. 住民税を納める人	
前年に一定額以上の所得がある人で、その年の1月1日現在の住所のある市町村において課税されます。	例えば、1月2日以後に丸亀市を転出した人も丸亀市でその年度の住民税が課税されます。また、1月2日以後に亡くなった人もその年度は住民税が課税されます。
III. 納付の時期	
個人で納付する普通徴収と給与から天引きされる特別徴収とで時期が異なります。	①普通徴収:平成20年6月に納税通知書を送付するので、6月、8月、10月、翌年1月の4回に分けて金融機関で納付してください。 ②特別徴収:平成20年5月中に、お勤めの事業所に税額を通知します。事業所では、平成20年6月から平成21年5月まで12回に分けて給与から税額を天引きします。
IV. 住民税がかからない人	
均等割、所得割ともにかからない人	①生活保護を受けている人 ②障害者、未成年者、寡婦または寡夫で前年の合計所得が125万円以下の人
均等割が掛からない人	①扶養親族がいない場合:前年の合計所得金額が28万円以下の人 ②扶養親族がいる場合:前年の合計所得金額が次の金額以下の人 28万円×(本人+扶養親族の数)+168,000円
所得割が掛からない人	①扶養親族がいない場合:前年の合計所得金額が35万円以下の人 ②扶養親族がいる場合:前年の合計所得金額が次の金額以下の人 35万円×(本人+扶養親族の数)+320,000円

② 住民税の住宅借入金等特別税額控除の創設

税源移譲により、所得税が減少となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成十一年から平成十八年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている人で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所

得のみを受けてしまいます。そのような人で、左上の②①の両方の条件を満たす場合には、平成十九年度の住民税が税源移譲前の税額まで減額されます。この適用を受けるためには、七月一日から七月三十一日まで、平成十九年度住民税を課税された平成十九年一月一日現在住所の市区町村へ申告する必要があります。

ただし、平成十九年中に亡くなった人や海外に転出した人には、適用されません。



●5月号4ページの見出しで間違いがありました。お詫びして訂正いたします。×軽費→○経費